

国民年金

年金生活者支援給付金制度が始まります



対象者には、この封筒が届きます

収入などが一定基準額以下の年金受給者を支援

年金生活者支援給付金は、10月1日(火)からの消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入などが一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乘せして支給するものです。

対象者には、日本年金機構から請求書が送られます。給付金の受取りには請求書の提出が必要です。

▼老齢基礎年金受給者の場合
給付金を受取るには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・65歳以上であること
- ・世帯員全員の町民税が非課税と

なっていること
年金収入額とそのほかの所得額の合計が879,300円以下であること

●支給額

保険料納付済期間に基づく額(5,000円(毎年度の物価変動に応じて改定)×保険料納付済期間(月数)÷480月)と保険料免除期間に基づく額(10,834円(「保険料全額免除」「3/4免除」「1/2免除」期間の場合。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動)×保険料免除期間(月数)÷480月)の合計

▼障害・遺族基礎年金受給者の場合
給付金を受取るには、前年の所得額が4,621,000円(扶養親族等がない場合)以下であることが必要です。

- 支給額
- ・障害等級2級および遺族の方 5,000円
- ・障害等級1級の方 6,250円

※いずれも、毎年度の物価変動に応じて改定
▼お問い合わせ先
年金生活者支援給付金専用ダイヤル

0570-054092

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 104)

国民健康保険・後期高齢者医療保険

交通事故などの第三者行為は町へ届け出が必要です

交通事故や飼い犬にかまれるなど、第三者の行為によって疾病や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いて、医療費は加害者が負担することになります。

その場合、それぞれの健康保険で保険診療は受けられますが、町住民生活課への届け出が必要となります。

第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険(保険者)が一時立て替えて支払います。その後、町に届け出

第三者の行為によって傷害を受けたら届け出を



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

をすると、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者行為の例

- ・交通事故やけんかによる傷害
- ・未成年者などの不法行為による他人への損害
- ・飼い犬かみつぎによる傷害

■交通事故に遭った場合は

交通事故に遭ったら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。

●けがをして医療機関などで治療を受けるときは

①第三者行為(交通事故や傷害事故)であることを医療機関などの窓口で申し出ましょう。

②町へ「第三者行為による被害届」などを提出しましょう。

●町への届け出に必要なもの
被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 108)

公売会

差し押さえた動産などの
公売会を開催します



参加団体:御船町・益城町・甲佐町・山都町・美里町・嘉島町
他自治体と合同で公売会を開催します

■ 動産公売

町では、税負担の公平性や自主財源確保の観点から、町税などの滞納処分として差し押さえを行っています。

差し押さえた動産の公売会を、他自治体と合同で開催します。入札への参加に必要な物などの詳細は、町税務課までお尋ねください。

● 上下益城郡合同公売会

動産200点以上出品予定です。

▼ 開催日時

10月27日(日) 午前8時30分開場予定

▼ 会場

嘉島町町民体育館
(嘉島町上島926番地)

● 県南合同公売会

動産250点程度出品予定です。

▼ 開催日時

11月9日(土) 午前9時開場予定

▼ 会場

氷川町竜北体育センター
(氷川町島地651番地)

■ 不動産公売

町では、差し押さえた不動産を期間入札によって公売します。

▼ 公売物件

・土地(田)

・甲佐町大字南三箇字八幡127番1、他2筆(合計2,326平方畝)

▼ 最低公売価格

317,000円

▼ 入札期間

11月12日(火)～14日(木)

▼ 入札時間

午前8時30分～午後5時

▼ 入札場所

町役場庁舎1階 税務課窓口

▼ 注意事項

入札に参加するには、10月25日(金)までに町農業委員会に買受適格証明願の提出が必要です。町農業委員が交付した買受適格証明書がないと入札に参加できません。

入札に関する手続きなどの詳細は、町税務課までお尋ねください。

不妊治療費助成事業

■ 10月から一般不妊治療費助成事業が始まります

町では、本町にお住まいのご夫婦を対象に、一般不妊治療に要する費用の一部助成を10月1日(火)から開始します。保険外診療である人工授精に要する費用の一部が助成対象です。

治療に直接関係のない文書料や個室料は助成の対象に含まれませんので、ご注意ください。

▼ 対象者

10月1日(火)以降に人工授精を受けた夫婦のうち、次の要件をすべて満たす者

①人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦ともに本町の住民であること

②1回目の人工授精を受けた日の



不妊治療に要する費用を一部助成します

詳しくは町総合保健福祉センターへお尋ねください

妻の年齢が41歳未満であること

③夫および妻の前年の所得の合計が730万円未満であること

④人工授精を受けた夫婦および同一世帯員に町税そのほかの滞納がないこと

▼ 助成金額

上限5万円

※夫婦1組につき1回まで

▼ 申請方法

助成を希望する人は、町総合保健福祉センター窓口にて配布している申請書などの必要書類に記入して同センター窓口へ提出してください。

また、申請には、受診された医療機関から発行された人工授精による治療費の領収書が必要となりますので、領収書はなくさないように大切に保管しておいてください。

そのほかの申請に必要な書類などの詳細については、同センターまでお尋ねください。

▼ 申請期限

1回目的一般不妊治療を受けた日から1年以内に申請してください。

▼ お問い合わせ先

町総合保健福祉センター

☎096-235-8711